

自衛隊の「銃弾 1 万発提供」に強く抗議する

2013 年 12 月 27 日

全国保険医団体連合会

非核・平和部長 永瀬勉

政府は 12 月 23 日、南スーダンで国連平和維持活動（PKO）に従事する韓国軍からの「要請」を受け、自衛隊の銃弾 1 万発の無償提供を国家安全保障会議（日本版 NSC）の 4 大臣会合で決め、その後閣議決定した（報道によれば、韓国国防省は「銃弾は不足していない」と説明したという）。菅官房長官は談話を発表し、例外的・人道的な対応であると強調。緊急事態であり、隊員や避難民の生命身体の保護にのみ使用されるなど、武器輸出三原則のあくまで例外措置との認識を示したという。

自衛隊の保持する銃弾を「物資」と説明しているが、他国の攻撃への防御に使われても、結果的に人間を殺害してしまう。それを他国に提供したことは、交戦権を否定した日本国憲法第 9 条や武器輸出三原則に紛れもなく抵触する行為であり、本会は強く抗議する。

そもそも自民・公明両与党は既に武器輸出三原則の改定を目指しており、その露払いとの見方もできる。先の臨時国会で両党は、国家安全保障会議設置法や特定秘密保護法を強行成立させており、安倍政権の改憲・軍事大国化路線は暴走以外の何物でもない。今回の銃弾提供も、なし崩し的に日本を戦争のできる国へと押し進める一環としか思われない。

本会は「人命を守る医師はいかなる戦争をも容認できない。」との『開業医宣言』に基づいて活動している。今回の銃弾提供に本会は重ねて強く抗議するものである。

以上